



園芸産地育成支援対策事業

1 事業内容

(1) パイプハウス等の設置支援

ア 支援内容（補助対象経費）

ビニールパイプハウス及び付帯設備を新設、または増設に要する経費（育苗施設は除く）。

イ 補助金額

事業費の3/10以内（上限：1,000,000円）

(2) 園芸用栽培管理用機械の導入支援

ア 支援内容（補助対象経費）

園芸作物栽培に必要な機械器具の導入に要する経費（播種機、自動移植機、防除機等）

イ 補助金額

事業費の3/10以内（上限：300,000円）

2 対象者

以下の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 石川町内に住所を有するもの

(2) 人・農地プランに位置付けられている農業者、または位置づけられる予定のある農業者、営農組合、営農集団及び法人（組織運営に関する規約を有し、長期的な生産活動を計画しているもの）

(3) 町税等の滞納がないもの

3 申請方法・期限等

(1) 申請書様式

石川町農政課のHPより様式をダウンロードするか、または農政課にお問合せください。

(2) 申請期限及び提出先

令和3年6月30日（水）までに、石川町役場農政課農政係に提出ください。

(3) 申請書類

園芸産地育成支援対策事業認定申請書（様式第1号）、見積書

4 注意事項

(1) 本事業は予算の範囲内で実施するため、不採択または補助金が減額となる可能性がありますので、予め御了承願います

(2) 申請書の記入及び必要書類の作成については、必ず申請者自身が行ってください。

(3) 本事業の認定前に施設の整備や機械等の導入をした場合は補助事業の対象となりません。

5 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係（石川町字長久保185-4）

TEL 0247-26-9126 FAX 0247-26-0360